

# 相続のお手続きについて

貯金 債券・投資信託 貸金庫	<p>○「相続手続依頼書」でのお手続きについて</p> <p>(1)貯金取引の解約または名義変更</p> <p>(2)貸金庫の解約</p> <p>(3)公共債、投資信託の解約(売却、買取)または名義変更</p> <p>※名義変更される場合は、実際に相続財産を受取られる相続人(ご自分の名義に変更される相続人)によるお手続きが必要となります。</p> <p>○詳しくはお取引店舗へお問い合わせください。</p>
融資	<p>○貯金とは別に相続手続きが必要となります。また、お取引の内容によってお手続きや必要な書類が異なります。</p> <p>○融資取引を相続される場合は、当JAの審査が必要となり、お時間を要する場合がございます。</p> <p>○お亡くなりになられた方が保証人となっておられた場合は、借入者ご本人による変更手続きが必要となります。</p> <p>○詳しくはお取引店の融資担当者までご相談ください。</p>
共済	<p>○貯金とは別に相続手続きが必要となります。お取引内容によって手続き、必要な書類が異なります。また、共済金請求手続きでは、支払われる共済金の種類(死亡、入院等)により手続きが異なる場合がありますので、お取引店舗の共済担当者までご相談ください。</p>
出資	<p>○出資のお取引がある場合は、被相続人の死亡により「法定脱退」となり、貯金とは別に相続手続きが必要になります。</p> <p>○相続人の方が組合員資格を引き継ぐ場合は、原則全相続人の承認のうえ組合員資格がある1名に限り、被相続人の組合員資格を引き継ぐことができます。</p> <p>○相続人の方が組合員資格を引き継がない場合は、原則全相続人の承認のうえ出資金持分の払戻しをいたします。書類提出時期や手続きの内容により出資金持分の払戻しの時期は異なりますので、詳しくはお取引店舗へお問い合わせください。</p> <p>※原則、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本および全相続人の戸籍謄本・印鑑証明書が必要となります。 (出資の法定脱退とは)</p> <p>組合員たる資格の喪失、死亡または解散、除名が発生した場合は、組合員を脱退していただくことになります。</p>
購買・販売	<p>○被相続人の貯金口座から商品購入代金等の振替中の諸代金については、別途お支払いください。</p> <p>○被相続人の方が直売所出荷登録者の場合は、出荷登録者の変更または脱会手続きが必要になります。詳しくは、当JA販売対策部販売課(TEL044-877-2220)までお問い合わせください。</p>
その他	<p>○当組合を通してご契約頂いている共栄火災海上保険(株)の契約がある場合、別途に手続きが必要になりますので、お取引店舗の共済担当者までご相談ください。</p>